

(3) 監査 1名

- 2 役員はすべて総会において会員の互選により選出し、その任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 会長および理事は本会の運営にあたる。
- 4 監査は本学会の会計監査を行なう。

第9条（総会） 本学会は毎年1回総会を開催する。

- 2 会長は、その必要を認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第10条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 監査は毎年本学会の会計監査を行ない、これを総会に報告して承認を受けなければならない。

第11条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の決定によることとする。

附 則

本会則は、1989年7月7日から実施する。

桃山学院大学人間科学会投稿規定

- 1) 学会誌への投稿有資格者は、本学会会員とする。但し、会員以外の投稿については、理事会の議を経て認めることもできる。
- 2) 投稿内容は、論文、翻訳、研究ノート、書誌、資料、会員活動報告、その他とする。
- 3) 原稿は、手書き・ワープロを問わずB5判・横書きを原則とし、用紙の種類・枚数は自由とする。但し、400字詰原稿用紙で50枚以上になる原稿については、編集上の都合で分載にすることもある。
- 4) 論文には必ず500語程度の欧文摘要を添付すること。
- 5) 原稿には所定の投稿表を添付すること。
- 6) 投稿に際しては、締め切り日を厳守して、完成原稿を編集責任者に提出すること。